

都議第1839号

関西文化学術研究都市（京都府域）景観計画の変更

※京田辺市、木津川市、精華町

□ 案件概要

「関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画」の対象区域を追加及び削除する。

□ 理由

文化学術研究都市（京都府域）では、関西文化学術研究都市建設促進法による「建設計画」の土地利用において、文化学術研究ゾーンに位置付けた区域等、土地の利用が具体となった区域について、良好な景観形成を図るため、景観法による景観計画の対象区域としている。

この度、景観計画の対象区域を追加及び削除するため、景観法第9条第8項において準用する同法同条2項の規定により、都道府県都市計画審議会へ意見聴取するもの。

□ 変更の内容

- ①南田辺・狛田地区の一部区域について、建設計画の変更に伴い景観計画の区域に追加する（約41ha）。
- ②南田辺・狛田地区の一部区域について、建設計画の変更に伴い景観計画の区域から削除する（約0.06ha）。
- ③平城・相楽地区の一部区域について、地区計画の変更に伴い景観計画の区域に追加する（約2ha）。



図1：位置図

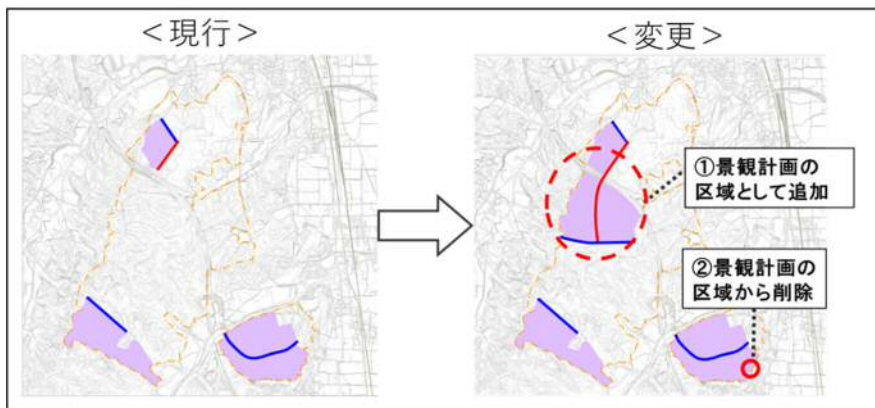


図2：南田辺・狛田地区（京田辺市、精華町）景観計画対象区域



図3：平城・相楽地区（木津川市）景観計画対象区域

※薄紫、濃紫：景観計画の対象区域